平成２４年（フ）第１２１４号
広島市中区加古町13番13―601号
債務者　松野　利夫
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９１号
広島市安佐北区可部東３丁目19番13号
債務者　日髙千賀子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１９号
広島県廿日市市阿品台３丁目１番１―218号
債務者　安部　早苗（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３５５号
広島市西区庚午南１丁目26番21―505号
債務者　中垣　純子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８９６号
福岡市城南区別府２丁目13番22号
債務者　大和　忠男
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１６７号
福岡市西区十郎川団地６番304号
債務者　福田　謙治
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３４５号
福岡県朝倉市頓田340番地９
債務者　山崎　実代
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３７７号
福岡市博多区中呉服町10番14号
債務者　大寳　有子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３９６号
福岡県糸島市荻浦229番地１コータ・コートA102号
債務者　村山　　巴（旧姓青木・田中）
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４０６号
福岡市博多区三筑１丁目２番22―203号
債務者　宮下　静幸
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４２２号
福岡市南区桧原６丁目19番３―101号
債務者　小原　智子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４４３号
福岡市東区若宮２丁目２番37号
債務者　橋本　拓也
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４５９号
福岡県筑紫郡那珂川町大字不入道233番地22
債務者　中村　宏幸
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４６０号
福岡県筑紫郡那珂川町大字不入道233番地22
債務者　中村　淳子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５０９号
福岡市博多区吉塚６丁目10番11―704号
債務者　村田　友幸
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３３１号
福岡県久留米市三潴町高三潴1423番地15
債務者　徳永　利昭
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８４号
福岡県柳川市久々原34番地２
債務者　荒巻　聖子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第４９５号
大分市大字宮河内4200番地の137　宮河内ハイランド55―３
債務者　加賀山達昭
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５１７号
大分市大字猪野273番地の１　ディアコートイノバル201
債務者　有永　直也
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係